

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

外貨証券売買契約状況報告書

(年月日約定分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：_____

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者記名押印 _____

又は署名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

一般売買

(単位：千米ドル)

区分		買入額	売却額	純買入額
証券対 券由居 会す住 社る者 等売却 を買買	株式			
	債券(除く短期証券)			
	短期証券			
	譲渡性預金証書			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他の 計			
証券対 券由非 会し居 社な住 等い者 を売却 買買	株式			
	債券(除く短期証券)			
	短期証券			
	譲渡性預金証書			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他の 計			
合計				

条件付売買(現先売買)

(単位：千米ドル)

区分		買入(売却)額	売戻し(買戻し)額	純買入(売却)額
買現先	短期			
	中長期			
売現先	短期			
	中長期			

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴なう売買契約(条件付売買を除く。)の総結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。

3 自社の取引及び自社の媒介、取次ぎ又は代理に係る取引について記入すること。

4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

5 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。

6 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「売却額」欄にかっこ書(外書)すること。

付 表

外貨証券売買契約状況報告書(大口取引分)
 (年月日約定分)

債券等該当分に○
 株式〔債券等、株式ごとに別葉とすること〕 報告者の名称 _____

	銘柄	市場	額面金額	売買金額	利率	償還期限	受渡日
居住者の買入			原通貨 千単位	千米ドル	%	年月日	年月日
居住者の売却							
償還							

- (記入要領) 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。）並びにユーロ円債（外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。）及び円リンク債（外貨証券のうち、当該外貨証券の引受け契約調印時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させているものを行う。）について、記入すること。
- 2 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴なう売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行なうことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
- 3 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
- 4 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
- 5 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)